

### Ⅲ 各段階における本市の対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、ガイドライン等に定めることとする。

Ⅲ-1 未発生期
<p><b>●状態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。</li> </ul>
<p><b>●対策の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生に備えて体制の整備を行う。</li> <li>・市内発生の早期確認に努める。</li> </ul>
<p><b>●対策の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、府、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</li> <li>・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> </ul>

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 行動計画等の策定

本市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直す。

##### (1)-2 体制の整備及び連携強化

- ① 庁内の取組体制を整備・強化するために、市危機管理方針の各会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた業務継続計画(各部版含む)を作成する。

- ②本市、府、指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ③本市は、府が対策本部を立ち上げたときに備えて、速やかに東大阪市危機管理対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。
- ④本市は、災害訓練を活用してシミュレーションを実施する等、自衛隊、警察、消防機関等と連携を強化する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

本市は、厚生労働省、国立感染症研究所、府、WHO(世界保健機関)、CDC(米国疾病管理予防センター)など国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。

### (2)-2 インフルエンザに関する通常のサーベイランス

保健所設置市である本市及び府は、府内のインフルエンザの感染状況を把握するため、日ごろから医療機関等の協力のもと通常のインフルエンザに対するサーベイランスを実施する。

#### ○患者発生サーベイランス(定点サーベイランス)

インフルエンザに関して、府内の指定医療機関から患者発生の動向調査を行い、府内の流行状況について把握するとともに、情報センターを通じて国立感染症研究所にデータを送付し、全国的な流行状況の把握に寄与する。

#### ○ウイルスサーベイランス

府内の病原体定点医療機関の協力のもと、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握するとともに、情報センターを通じて国立感染症研究所にデータを送付し、国内におけるウイルスの性状の把握に寄与する。

#### ○入院サーベイランス

インフルエンザによる入院患者及び死亡者数の発生動向を調査し、府内における重症化の状況を把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内における重症化の状況の把握に寄与する。

#### ○学校サーベイランス

府内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等におけるインフルエンザ様症状の患者による欠席者の状況及び臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の状況を調

査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努めるとともに、情報センターを通じて国立感染症研究所にデータを送付し、国内における感染拡大の早期探知に寄与する。実施期間は国の通知に基づく。

### (2)-3 調査研究

- ①本市は、新型インフルエンザ等の府内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国、保健所設置市との連携等の体制整備を図る。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 継続的な情報提供

- ①本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。
- ②本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

### (3)-2 体制整備等

本市は、広報体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ①新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。
  - ・ 提供内容: 対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化
  - ・ 媒体: テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じて、Facebook など SNS を含めた利用可能な複数の媒体・機関等の活用
- ②一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を整備する。
  - ・ 広報担当官を中心とした広報チームの設置の検討
  - ・ 広報担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等
  - ・ 個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法、内容等について報道機関と事前に調整
- ③常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 地域における対策の現場となる関係機関等とメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。更に、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、府のコールセンターの設置の準備とともに要請される本市の相談窓口の設置について、準備を進め

る。

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 対策実施のための準備

##### (4)-1-1 個人における対策の普及

本市、府、学校・保育施設、福祉施設、事業者等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染予防対策(不要不急の外出自粛要請等)について知識の普及、理解の促進を図る。

##### ア 基本的な感染予防対策例

- ・マスク着用
- ・咳エチケット
- ・手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける等

##### イ 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- ・帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・感染を広げないように不要な外出を控える。
- ・マスクの着用等の咳エチケットを行う等。

##### (4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

本市、府は、新型インフルエンザ等の発生時に実施する施設の使用制限の要請等の対策や、個人における対策のほか、職場における感染防止対策(季節性インフルエンザ対策と同様)について周知準備を行う。

##### (4)-1-3 水際対策

本市は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、保健所において入国者(航空機同乗者等)に対して健康観察、疫学調査を行うこととなるため、平時から府や検疫所との間で訓練や研修会を実施するなど連携を図る。

#### (4)-2 予防接種

##### (4)-2-1 特定接種

本市は、厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。

本市は、特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

#### (4)-2-2 住民接種

- ①本市は、国及び府の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。
- ②本市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市域以外の市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び府は、技術的な支援を行う。
- ③本市は、速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

### (5)医療

#### (5)-1 地域医療体制の整備

- ①本市は保健所を中心として、医師会、薬剤師会や医療機関、薬局、消防等の関係者からなる保健所関係機関対策会議を設置するなど、医療関係団体等地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療や搬送体制を整備する。
- ②本市は府と連携し、発生時において、帰国者・接触者外来の開設や入院患者を受け入れる医療機関を確保するため、「大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関整備要綱」等に基づき、医療体制を整備する。
- ③本市は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備等感染防止対策を進めるよう要請する。

#### (5)-2 府内感染期に備えた医療の確保

本市は以下の点に留意して、府内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ①本市は、国や府と連携して、保健所を通じ、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成支援に努める。
- ②本市は、地域の実情に応じ、保健所を通じ、感染症指定医療機関や協力医療機関等のほか、指定地方公共機関を含む医療機関または市立総合病院等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ③本市は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を府が把握することに協力する。
- ④本市は、府が臨時の医療施設等として転用できる施設をあらかじめ調査し、リスト化を検討するのに協力する。
- ⑤本市は、地域の医療機能維持の観点から、保健所を通じ、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定を検討する。

- ⑥ 本市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

(5)-3 研修等

本市は、国や府と連携し、医療従事者等関係者に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

(5)-4 医療資器材の整備

- ① 本市は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。
- ② 本市及び府は、医療機関が必要な医療資器材を整備するよう要請する。

(5)-5 検査体制の整備

本市は、府と協力して新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等の実施体制を整備する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 業務計画等の策定

本市は、市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう呼びかける。

(6)-2 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、国の要請に基づき、府内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(6)-3 火葬能力等の把握

本市は、国及び府と協力し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(6)-4 物資及び資材の備蓄等<sup>51</sup>

本市、府及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備等を整備する。

<b>Ⅲ－２ 府内未発生期</b>
<p><b>●状態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内の何れかの地域で発生した状態。</li> <li>・ 府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>・ 海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。</li> </ul>
<p><b>●対策の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、府内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>・ 市内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
<p><b>●対策の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>・ 対策の判断に役立てるため、国や府等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>・ 市内で発生した場合には早期に発見できるように市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li> <li>・ 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ul>

### (1)実施体制

#### (1)-1 市の体制強化等

- ① 本市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、危機管理室と健康部が緊急協議を行い、市長、副市長、危機管理監へ報告するとともに、危機管理調整会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、本市の初動対処方針について協議する。
- ② 政府対策本部の設置に伴い府対策本部が設置されたときは、本市は、速やかに東大阪市危機管理対策本部を立ち上げる。
- ③ 本市は、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等

程度以下と認められる 新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

- ④ 保健所は保健所関係機関対策会議を開催し、市内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集等

本市は、未発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。

### (2)-2 サーベイランス体制の強化等

- ① 本市は府と共に、府内における感染を速やかに探知できるよう、海外発生の段階から、あらかじめ常時サーベイランスの体制を強化する。

また、サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から保健所等に報告を求めるとともに、本市は、その原因等について迅速に調査を行う等、体制を強化する。

- ・ 患者発生サーベイランス(定点サーベイランス)

定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生状況から感染拡大の動向を把握する。

- ・ 強化ウイルスサーベイランス

新型インフルエンザが発生した場合、通常のウイルスサーベイランスに加え、強化学校サーベイランス及び全数把握患者等でのウイルス検査を行うことで、速やかに抗原性や抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、また病原性の変化をチェックできるようにする。

- ・ 入院サーベイランス

インフルエンザ様症状を呈して入院した患者の検体を検査することで、新型インフルエンザと診断された入院患者を把握し、重症患者の発生状況や病原性の変化等を見極められるようにする。

- ・ 強化学校サーベイランス

通常の学校サーベイランスの報告施設を大学、短大にまで拡大し(国内感染期では中止)、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の状況及び欠席者数を把握し、直ちに報告を受ける。

また、報告のあった集団発生については可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得てPCR検査等を行う。



## ② 全数把握の開始

新型インフルエンザ患者を早期に発見し、発生当初の新型インフルエンザの拡大を防ぐとともに、患者の臨床像等の特徴を把握するため、医療機関に新型インフルエンザ等患者の届出を求め、全数把握を開始する。

## ③ 国は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

## (3)-1 情報提供

## ① 本市は、市民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

- ・ 提供内容:海外での発生状況、現在の対策、市内で発生した場合に必要な対策等(対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化)
- ・ 広報媒体:テレビ、新聞等のマスメディアの活用
- ・ 直接提供:本市ウェブサイトや本市Facebook等の複数の手段を利用

## ② 本市は、広報チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

## ③ 対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部等が調整する。

## (3)-2 相談窓口の設置

## ① 本市は、府の要請に基づき、国等が配布したQ&amp;A等を参考に本市版のQ&amp;Aを作成し、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を庁内に設置し、適切な情報提供を行う。

## ② 本市は、市民から相談窓口寄せられる問い合わせ、府や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

## (3)-3 情報共有

市対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各部局においても共有する。

(4) 予防・まん延防止

## (4)-1 市内での感染拡大防止策の準備

## ① 本市は、府や国と相互に連携し、保健所を通じ、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく以下の準備を進める。

- ・ 患者への対応(治療・入院措置等)

- ・ 患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施有症時の対応指導等)
- ② 本市は、府や国と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

#### (4)-2 感染症危険情報の発出等

本市は、国が発出した感染症危険情報を受け、府や関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

#### (4)-3 水際対策

##### (4)-3-1 検疫所との連携強化

本市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、検疫所において海外渡航者に対する検疫が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留施設の確保に係る情報提供や保健所における航空機同乗者等の健康観察などの対策に対して協力を行う。

#### (4)-4 予防接種

##### (4)-4-1 ワクチンの接種体制

###### (4)-4-1-1 特定接種

本市は、基本的対処方針を踏まえ、府や国と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う

###### (4)-4-1-2 住民接種

- ① 本市は、国と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- ② 本市は、事前に市行動計画に定めた接種体制により、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

#### (5)医療

##### (5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

本市は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。

##### (5)-2 帰国者・接触者相談センターの設置

- ① 本市は、帰国者・接触者相談センターを設置する。

- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

#### (5)-3 医療体制の整備

本市は、以下の医療体制を整備する。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うため、あらかじめ指定する医療機関に対し、帰国者・接触者外来を開設するよう要請する。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、全医療機関において院内感染対策を講じるよう要請する。  
また、府内感染期における全医療機関での診療開始に備え、院内感染防止策を講じるよう要請する。
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は、府立公衆衛生研究所等で亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。
- ⑤本市は、府と共に感染者の入院治療に対応するため、感染症指定医療機関や協力医療機関等に患者の受け入れのための準備を要請する。
- ⑥ 感染が拡大して重症者が増えた場合に備えて、一般の医療機関においても院内感染対策を講じた入院病床を確保しておくことが必要であることから、保健所において、どれだけの受入可能な病床数が確保できるかを把握するとともに、地域の医療機関に対して、受入数の拡充について協力を求める。
- ⑦ 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。

#### (5)-4 医療機関等への情報提供

本市は、国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

#### (5)-5 検査体制の整備

本市は、府と協力して新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等の実施体制を整備する。

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

本市は、府や国と連携し、保健所において、府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

(5)-7 患者の搬送・移送体制の確立

- ① 本市は、保健所を通じ、市内での患者発生に備えて、消防局と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送に関する協力・連携体制の徹底を図る。
- ② 本市は、救急隊員については、新型インフルエンザ等ウイルスに曝露する可能性が高いことから、感染拡大防止及び救急搬送体制の維持の観点から、保健所を通じ、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬を予防投与できるよう準備を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。

(6)-2 遺体の火葬・安置

本市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(6)-3 市民・事業者への呼びかけ

- ① 本市は府と共に、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。
- ② 本市は府と共に、市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

Ⅲ-3 府内発生早期					
<p><b>●状態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> </ul>					
	<table border="1"> <tr> <td>(市内未発生期)</td> <td>本市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</td> </tr> <tr> <td>(市内発生早期)</td> <td>本市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</td> </tr> </table>	(市内未発生期)	本市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。	(市内発生早期)	本市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
(市内未発生期)	本市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。				
(市内発生早期)	本市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。				
<p><b>●対策の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>患者に適切な医療を提供する。</li> <li>感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ul>					
<p><b>●対策の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。</li> <li>政府対策本部が、本市を含む区域に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。</li> <li>個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。</li> <li>国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外や国・府の情報収集に加えて、市内での情報もできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</li> <li>新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</li> <li>府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ul>					

### (1) 実施体制

#### (1)-1 市の体制の継続

ア 本市は、引き続き東大阪市危機管理対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。

イ 保健所は、保健所関係機関対策会議を開催し、対策の強化を図る。

(1)-2 政府現地対策本部

市内に政府現地対策本部が設置された場合は、適切に連携できるよう府と共に体制を整える。

(1)-3 市対策本部の設置

本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(2)サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

本市は、引き続き国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。

(2)-2 サーベイランス体制の強化

①本市及び府は、府内未発生期に引き続き、医療機関等の協力を得て、以下のサーベイランスを実施する。

- ・患者発生サーベイランス(定点サーベイランス)
- ・強化ウイルスサーベイランス
- ・入院サーベイランス
- ・強化学校サーベイランス(国内感染期には短大、大学への報告施設の拡大は中止)
- ・新型インフルエンザ患者の全数把握

②本市及び府は、国が、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために実施する、新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力する。

③本市及び府は、国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国と連携し、必要な対策を実施する。

(2)-3 調査研究

市は、国や府と連携し、発生した市内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(3)情報提供・共有

(3)-1 情報提供

①本市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

②本市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう以下について周知する。

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対

応(受診の方法等)

- ③本市は、学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ④本市は、市民から相談窓口寄せられる問い合わせ内容、府や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。
- ⑤本市は、市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。
- ⑥本市は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、府と連携してあらかじめ決定した基準により報道機関等に定期的に公表する。
- ⑦本市は、府等と連携して感染の拡大を防ぐため、必要な患者の情報を関係先に伝達して濃厚接触者の調査や臨時休業の要請等を行う。その場合に、可能な限り患者本人(未成年の場合は保護者)の同意を得るよう努めるものとする。

(3)-2 情報共有

市対策本部は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各部局においても共有する。

(3)-3 相談窓口の体制充実・強化

本市は、国等配布のQ&A改定版等を活用するとともに、相談窓口の体制を充実・強化する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内での感染拡大防止策

- ①本市は、府内発生早期となった場合には、府や国と連携し、保健所を通じ、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(積極的疫学調査、外出自粛要請、健康観察等)等の措置を行う。
- ②本市は、業界団体等を経由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 住民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
  - ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖・休校)を適切に実施するよう、学校設置者に要請する。また、学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機(出席停止)とするよう、学校設置者及び施設管理者に要請する。
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
  - ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住す

る施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

#### (4)-2 予防接種(住民接種)

住民への接種(予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種)の実施については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。

更に、住民への接種順位についても、政府対策本部が、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて決定する。

- ①本市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。
- ②本市及び府は、住民に対し、接種に関する情報を提供する。
- ③本市は、接種の実施にあたり、国及び府と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設の活用、もしくは医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

#### (4)-3 本市を含む区域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、府が必要に応じて行う措置に協力し、以下の対策を講じる。

##### ①外出自粛の要請に係わる周知

府が本市との平時からの調整を踏まえて、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

##### ②施設の使用制限の要請に係わる周知

府が、本市との平時からの調整を踏まえて、特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

##### ③住民接種

本市は、住民接種について、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

### (5) 医療

#### (5)-1 府内未発生期に引き続いての医療体制の整備

本市及び府は、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。

#### (5)-2 患者への対応等

本市及び府は、国と連携し、以下の対策を行う。



- ① 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関もしくは、協力医療機関等に移送し、入院措置を行う。  
この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ② 必要と判断した場合には、府立公衆衛生研究所等において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。  
全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ③ 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。  
なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に移送する。

#### (5)-3 医療機関等への情報提供

本市は、引き続き新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

#### (5)-4 一般の医療機関での診察への移行

本市は、患者等が増加してきた場合においては、国の要請に基づき、帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関(あらかじめ新型インフルエンザ等の診療を行わないこととする医療機関除く。)でも診療する体制に移行する。

#### (5)-5 本市を含む区域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

本市を含む区域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

##### ・医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

##### (6)-1 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。

#### (6)-2 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

#### (6)-3 本市を含む区域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

本市を含む区域において緊急事態宣言がされている場合には、上述の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### (6)-3-1 水の安定供給

- ・ 水道事業者である本市は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

##### (6)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対しまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける

##### (6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 本市及び府、国は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。
- ・ 必要に応じ、小売・卸売業者等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の事業継続を要請するとともに、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

##### (6)-3-4 要援護者への生活支援

- ・ 本市は、特措法第45条第2項に基づく、保育所の使用制限の要請が実施された場合、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。また、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、府との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の保育所及び児童館等を開所する。
- ・ 本市は、特措法第45条第2項に基づく、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設(通所及び短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受け

られるよう、関係団体等と調整を行う。また、在宅での生活の継続が困難な要援護者については、府との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等を開所する。

<b>Ⅲ－４ 府内感染期</b>
<p><b>●状態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> </ul>
<p><b>●対策の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療体制を維持する。</li> <li>・ 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>・ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>
<p><b>●対策の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。</li> <li>・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、府において、必要な対策の判断を行う。</li> <li>・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>・ 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ul>

### (1)実施体制

#### (1)-1 市の体制の継続

本市は、引き続き東大阪市危機管理対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。

**(1)-2 本市を含む区域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置**

本市を含む区域において緊急事態宣言がされている場合には、上述の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

## ① 市対策本部の設置

本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

## ② 他の地方公共団体による代行、応援等

本市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。

(2)サーベイランス・情報収集

## (2)-1 情報収集

引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

## (2)-2 サーベイランス

## ア 全数把握

- ・ 国内での報告数が数百例に達し、府内においても感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者の全数把握の継続について検討し、府の判断により中止もしくは継続を決定する。
- ・ 中止の時期は、府内の患者数や感染ルートの把握状況等の感染状況、症例の特徴、入院患者数や重症化の特徴等を踏まえ判断する。

## イ その他のサーベイランス

- ・ 患者発生サーベイランス(定点サーベイランス)、入院サーベイランスは継続し、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻す。
- ・ 本市及び府は、国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国と連携し、必要な対策を実施する。

(3)情報提供・共有

## (3)-1 情報提供

- ① 本市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに市民に情報提供する。
- ② 本市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。
  - ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
  - ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)
- ③ 学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供

する。

- ④ 本市は、市民から相談窓口寄せられる問い合わせ内容、府や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。
- ⑤ 本市は、市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。
- ⑥ 本市は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、府と連携してあらかじめ決定した基準により報道機関等に定期的に公表する。

### (3)-2 情報共有

本市対策本部は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各部局においても共有する。

### (3)-3 相談窓口の継続

本市は相談窓口の運営を継続する。

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 市内での感染拡大防止策

- ① 本市は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
  - ・ 事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するとともに、職場における感染予防策の徹底を要請する。
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖, 学年閉鎖・休校)を適切に実施するよう、学校設置者に要請する。また、学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機(出席停止)とするよう、学校設置者及び施設管理者に要請する。
- ② 本市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。
- ③ 本市は、医療機関に対し、府内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。
- ④ 本市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)を中止する。

## (4)-2 予防接種

本市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

## (4)-3 本市を含む区域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

本市を含む区域において、緊急事態宣言がされている場合には、上述の対策に加え、府が必要に応じて行う措置に協力し、以下の対策を行う。

## ① 外出自粛の要請に係る周知

府が、本市との平時からの調整を踏まえて、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

## ② 施設の使用制限の要請に係る周知

府が、本市との平時からの調整を踏まえて、特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

## ③ 本市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

## (5) 医療

## (5)-1 患者への対応等

本市は、府や国と連携し、保健所を通じ、以下の対策を行う。

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、あらかじめ新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断した場合の医師による処方箋の発行、ファクシミリ等による送付について、国が示す対応方針を周知する。
- ・ 医療機関に対し、従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認するよう要請し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。

## (5)-2 医療機関等への情報提供

本市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

## (5)-3 在宅で療養する患者への支援

本市は、国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者

への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5)-4 本市を含む区域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

本市を含む区域において、緊急事態宣言がされている場合には、上述の対策に加え、府が必要に応じて行う措置を踏まえ、必要な協力を行う。

- ・ 府は、国や市、関係機関と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため市と協議し、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。  
臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

本市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。



**(6)-3 本市を含む区域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置**

本市を含む区域において緊急事態宣言がされている場合には、上述の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

**(6)-3-1 業務の継続等**

本市は、国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。

**(6)-3-2 水の安定供給**

府内発生早期の記載を参照(P. 47)。

**(6)-3-3 サービス水準に係る市民への呼びかけ**

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

**(6)-3-4 生活関連物資等の価格の安定等**

- ① 本市及び府、国は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売業等関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 本市及び府は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 本市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

**(6)-3-5 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援**

本市は、国や府の要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

**(6)-3-6 埋葬・火葬の特例等**

- ① 本市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 本市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

<b>Ⅲ-5 小康期</b>
<p><b>●状態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・大流行はいったん終息している状況。</li> </ul>
<p><b>●対策の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</li> </ul>
<p><b>●対策の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</li> <li>・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li> </ul>

(1) 実施体制

(1)-1 市対策本部の廃止

本市は、緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 国際的な情報収集

本市は、内外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、府や国・国際機関等を通じて必要な情報を収集する。

(2)-2 サーベイランス

本市及び府は、通常のコサーベイランスを継続するとともに、再流行を早期に探知するため、ウイルスサーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 本市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 本市は、市民から相談窓口に寄せられた問い合わせ、府や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(3)-2 情報共有

本市は、国のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の

体制を維持する。

### (3)-3 相談窓口の体制の縮小

本市は、国の要請などを踏まえ状況を見ながら、相談窓口の体制を縮小する。

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 予防接種

本市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

### (4)-2 本市を含む区域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

本市を含む区域において、緊急事態宣言がされている場合には、上述の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ・ 本市は、国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

## (5) 医療

### (5)-1 医療体制

本市及び府は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

### (5)-2 本市を含む区域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

本市を含む区域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ・ 必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (6)-1 市民・事業者への呼びかけ

本市及び府は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)-2 本市を含む区域が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

本市を含む区域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上述の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

(6)-2-1 業務の再開

本市は、市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

(6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

本市は、府や国等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。